

危機管理 基本マニュアル

平成 31 年 2 月

山口学芸大学
山口芸術短期大学

目 次

1. 危機管理の基本方針	1 頁
2. 不審者侵入への対応	2
3. 火災発生時の対応	3
4. 交通重大事故への対応	4
5. 地震発生時の対応	5
6. 台風等暴風発生時の対応	6
7. 救急救命体制	7
8. 緊急避難経路	8

1. 危機管理の基本方針

(1) はじめに

平成21年4月に「学校保健安全法」が施行され、健康管理の充実や危険等発生時の対処要領（危機管理マニュアル）の策定、学校環境衛生等に関する基準の法則化などが規定されました。普段から、安心・安全な教育環境の整備に努めながら事件・事故・災害などを防止するための取り組みを進め、特に不慮の事件・事故・災害等が発生した場合の対応のあり方について準備を整えておくことが必要です。本学においても、想定される危機に対し、マニュアルを通して、多様化する事態に備え、適切に対応するために、危機管理の意識を全教職員が共有することが求められます。

(2) 危機管理の目的

- ① 学生及び教職員の安全を確保し、大学の教育環境を守る。
- ② 生命や心身等に危害をもたらす危険を早期に発見し、事件・事故、災害等を未然に防止する。
- ③ 万一、事件・事故、災害等が発生したときは、適切かつ迅速な初期対応に努め、安全確保を第一に図り、被害を最小限に抑える。
- ④ 学生と教員の信頼を守り、大学に対する社会的信用や信頼を確保する。
- ⑤ 被害の再発防止を図るとともに、教育の再開に取り組む。

(3) 危機管理の心得

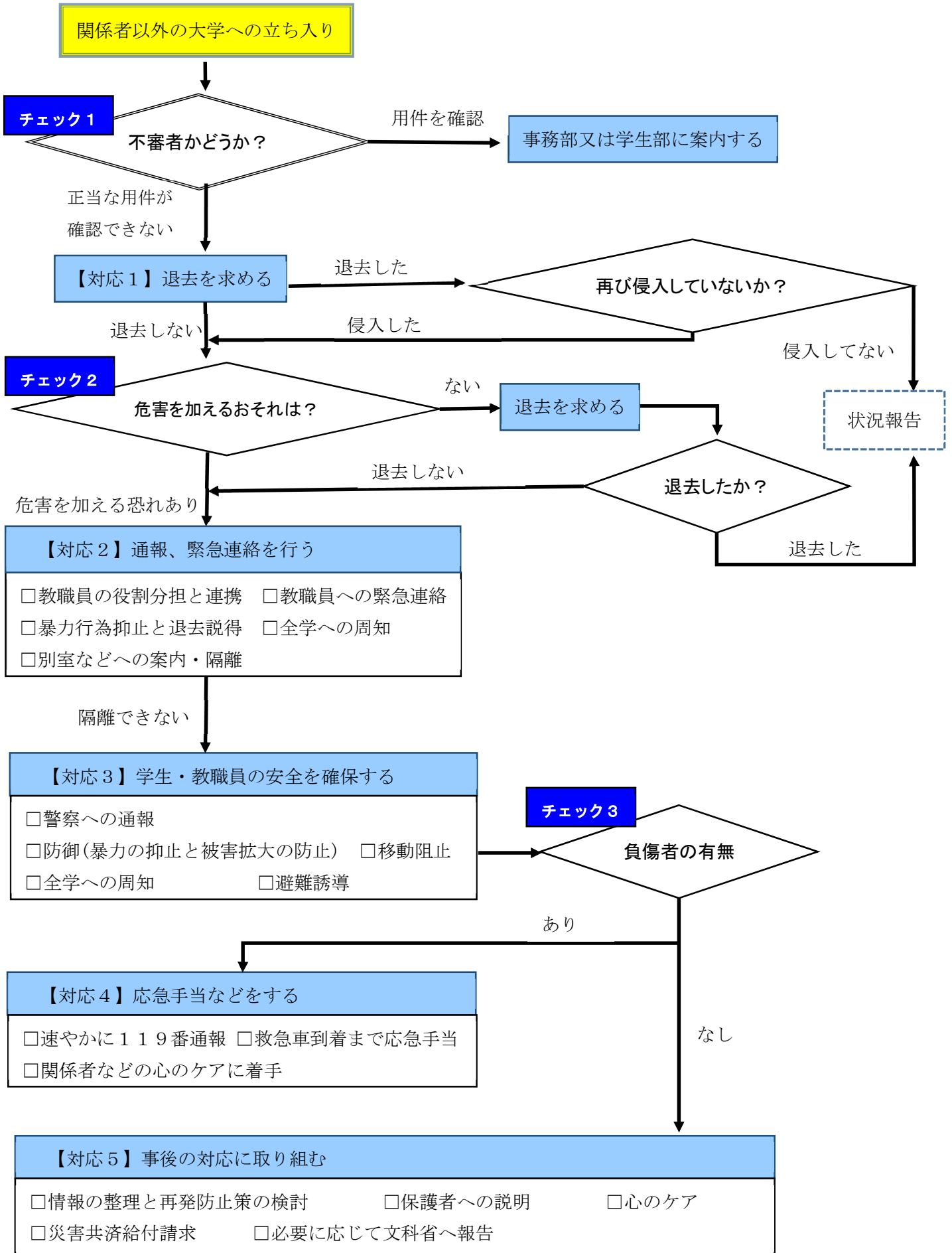
想定される災害等に備えて、教育訓練を実施することや、事前の準備をしておくことが大切です。

- ① 事前点検、事前指導を十分行なう。
(施設・設備、授業、大学行事、サークル活動等)
- ② 緊急時の対応方法を常に心得ている。
(緊急体制、医療体制、具体的な対処法、緊急時の記録等)
- ③ 「迅速な連絡と適切な対応」を心掛ける。
- ④ 「5W1H」を基本に、情報を把握し記録する。
(いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どのように)
- ⑤ 誠意ある対応をする。
(保護者、地域、マスコミ)
- ⑥ 再発防止の手段を講じ、併せて事業継続マネジメント（事業継続計画【BCP】の策定など）も行う。

(4) 危機管理マニュアルの作成

この危機管理基本マニュアルを基にそれぞれの事象に応じたマニュアルを作成し、危機管理に備えることとする。基本マニュアルに掲げる事象以外（情報セキュリティ、海外渡航、ハラスメント、研究不正など）についても、同様に整備する。

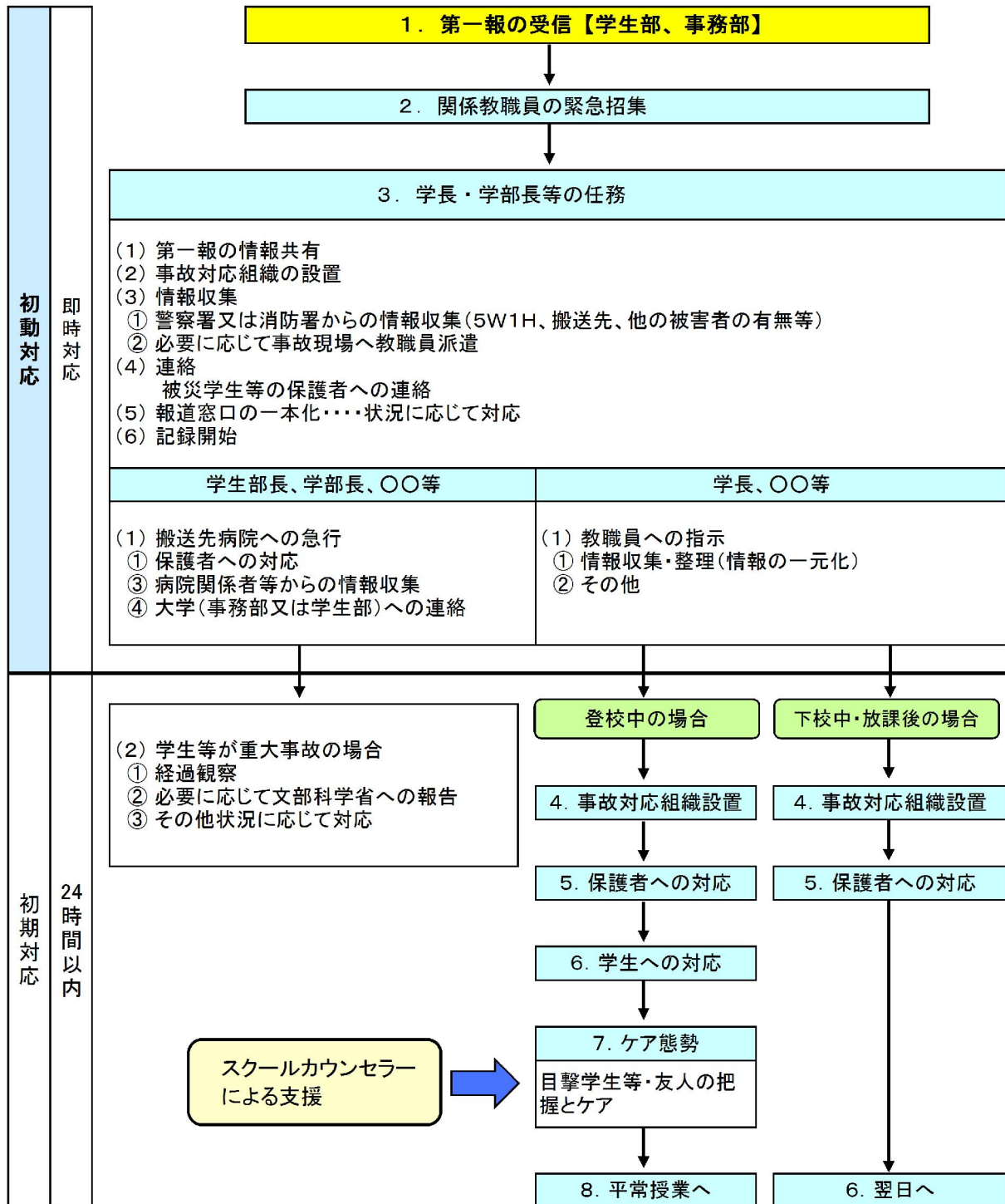
2. 不審者への対応



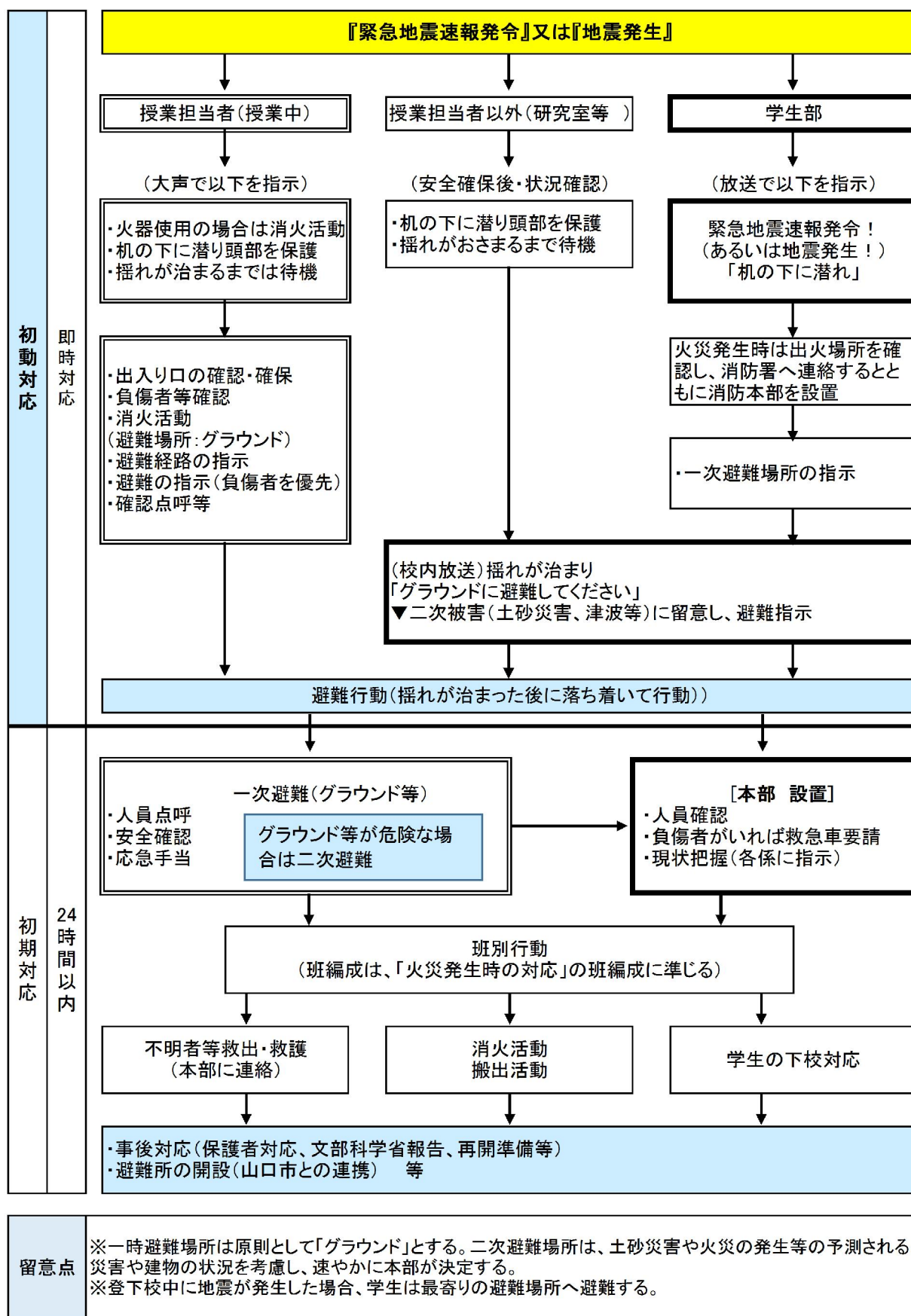
3. 火災発生時の対応

		火災発生			
初動対応	即時対応	通報 初期消火	発見者 近隣者	<input type="checkbox"/> 緊急対応(火災報知器) <input type="checkbox"/> 防火担当管理者へ連絡 <input type="checkbox"/> 初期消火、防火扉・シャッターの閉鎖等 <input type="checkbox"/> 消防署への通報(119番通報)	
		避難誘導 安全確保	<input type="checkbox"/> 学生・教職員等の避難誘導 【避難場所:グラウンド】 <input type="checkbox"/> 安全確保(確認点呼等)	[消防本部の設置] 学長、学生部長 学部長、学科長等 防火管理者	<input type="checkbox"/> 全体指揮 <input type="checkbox"/> 情報の収集・整理
		消火班	学生課、事務課	<input type="checkbox"/> 消火活動 <input type="checkbox"/> 緊急車両の誘導	
		搬出班	入試広報課	<input type="checkbox"/> 重要物品等搬出	
		誘導班	教務課	<input type="checkbox"/> 学生、教職員の避難誘導 <input type="checkbox"/> 各班への応援	
		救護班	保健室、学生課	<input type="checkbox"/> 救急処置(心肺蘇生、AED等) <input type="checkbox"/> 医療機関への搬送・支援	
		警備班	事務課、企画連携課	<input type="checkbox"/> 危険個所への立入り制限 <input type="checkbox"/> 搬出した重要物品の警備	
		消防本部 [設置場所 会議室等]	学長(リーダー) 学生部長、 学部長、学科長、学科主任等 学生部・事務部次長	<input type="checkbox"/> 情報の整理 <input type="checkbox"/> 消防署、警察署等への対応 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 文部科学省、自治体への報告 <input type="checkbox"/> 報道対応 <input type="checkbox"/> 再発防止対策検討 <input type="checkbox"/> 近隣自治会への対応	
		心のケア チーム	保健室 学生相談室	<input type="checkbox"/> 状況によりスクールカウンセラー派遣を要請 <input type="checkbox"/> ハイリスクな学生等の検討 <input type="checkbox"/> ハイリスクな学生等の保護者への連絡 <input type="checkbox"/> ケア計画の策定 <input type="checkbox"/> 専門家による学生・保護者等へのカウンセリングやサポート	
		留意点	※一次避難場所は「グラウンド」とするが、火災場所や予測される災害を考慮し、一次避難場所を「グラウンド」のほか「体育館」などにする場合がある。		

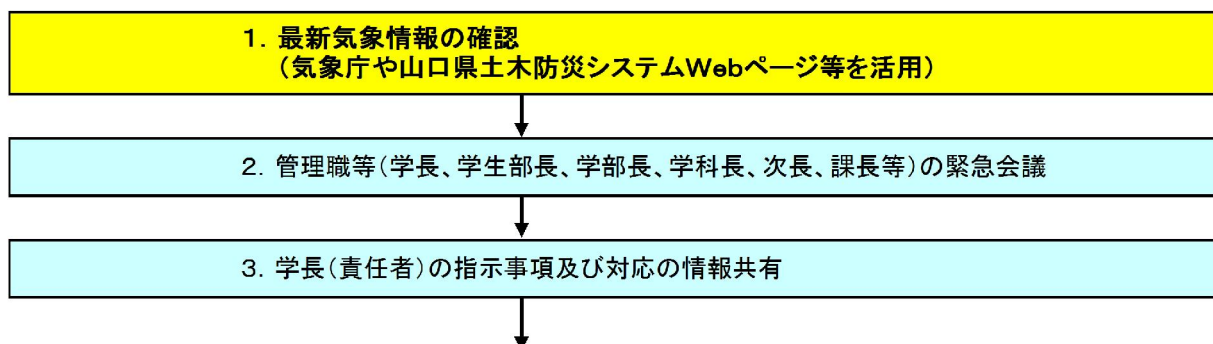
4. 交通重大事故への対応



5. 地震発生時の対応



6. 台風等暴風発生時の対応



1. 台風・暴風警報(大雨警報は含まない)に伴う授業、定期試験及び実習の休講措置については、原則として、次の措置に基づき状況を勘案し、授業、定期試験及び実習の取り扱いを判断する。
警報等の発令については、公共のメディアを確認する。

(1) 原則として、警報が発令されている時刻に基づき、以下により対応する。

対象時刻	台風・暴風警報発令状況	対応措置等
午前6時	発令されている場合	午前中授業(定期試験)休講 実習中止
午前10時	発令されている場合	午後の授業(定期試験)休講 実習中止

※ ただし、実習については警報が発令されていない場合でも実習先との協議の上、中止となる場合がある。

2. 公共交通機関(JR山陽本線、山口線、路線バス等)が、台風等により運休すること等が生じた場合、上記の基準に準じて対応するもこととし、身の安全を第一に考えて行動する。

3. 1の(1)により、休講措置がとられた場合の授業及び定期試験の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 休講した授業は、補講を行う。
(2) 定期試験が行われなかった場合は、別の日に実施する。

留意点	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 学生等への周知方法は、大学ホームページの「緊急連絡」において周知する。 <input type="checkbox"/> 風雨が小康状態となっても、土砂災害の二次災害の危険があり、慎重に対応する。 <input type="checkbox"/> 公共交通機関の運休等により、登校できない場合、欠席にならないことを周知し、安全第一に行動するよう指導する。 <input type="checkbox"/> 被害防止のため、強風による転倒や移動の可能性がある物の固定、ドアの開閉や窓ガラスの飛散防止などに取り組む。 <input type="checkbox"/> 竜巻は、どこでも起こる可能性がある。「竜巻注意報」が発令された場合、速やかに学生に知らせる。空が急に真っ暗になる、大雨が降りだす、雷が発生するなど積乱雲が近づいた場合、頑丈な建物に入り、ガラス窓から離れ、安全を確保する。 <input type="checkbox"/> 大学主催の行事(オープンキャンパス、講習会、公開講座等)においても、公共の気象情報を基に管理職等の会議において、的確に対応する。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて文部科学省に被害状況を報告する。
-----	---

7. 救急救命体制

(1) 救急時の対応について

- 既往症等により生活管理の必要な学生を把握し、保護者、主治医と連携し、緊急時の対応方法を確認しておく。
- 傷病者の生命を第一に考え、救急車（又はタクシー利用）出動の要請基準を想定しておく。
 - ・意識喪失を伴うもの
 - ・ショック症状（蒼白、脱力感、脈異常、冷汗、あくび等）
 - ・痙攣が持続するもの
 - ・多量の出血を伴うもの
 - ・骨の変化が見られるもの
 - ・大きな開放創（開いた傷）をもつもの
 - ・広範囲の火傷 など

以上のような症状がある場合には、遅滞なく救急車の出動を要請する。

➤ 救急対応の手順

- ① 発生した事故災害の状況把握。
- ② 傷病者の症状の確認。

・出血 ・意識 ・呼吸 ・脈拍 ・傷 ・骨折 ・その他の症状等

- ③ 心肺蘇生法などの応急手当（現場で直ちに）。
- ④ AEDの手配など、協力要請や指示。
- ⑤ 必要と判断したら、速やかに119番通報（救急車要請）。
- ⑥ 管理職、養護教諭と保護者へ連絡し、協力を仰ぐ。
- ⑦ 救急車に教職員が1人は同伴し、携帯電話を所持すること。
- ⑧ 担当者を決め、詳細な記録をとる。（時系列でとること）

- 詳細は、別途『救急・応急処置対応マニュアル』により対応する。